

令和 4 年 9 月 6 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第19号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
報告第20号	専決処分事項の報告について	3
報告第22号	専決処分事項の報告について	5
報告第23号	専決処分事項の報告について	7
議案第63号	廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例	9
議案第64号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第65号	廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例	35
議案第66号	廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	39
議案第67号	廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例	43
議案第68号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	47
議案第69号	はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	53
議案第75号	公の施設の指定管理者の指定について	61
議案第76号	工事請負契約の変更について	63
議案第77号	公の施設の指定管理者の指定について	65
議案第78号	公の施設の指定管理者の指定について	67
議案第79号	工事請負契約の締結について	69
議案第80号	広島県水道広域連合企業団の設立について	71
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	77

報告第19号

市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に
より、市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本太郎

報告第20号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和3年議案第80号により議決を得た吉和支所複合施設新築工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 767,580,000円」を「3 請負金額 775,155,700円」に改める。

2 専決処分年月日 令和4年8月17日

(参考事項)

令和3年議案第80号により議決を得た吉和支所複合施設新築工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

報告第 2 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 1 3 6 , 1 9 1 円

- 2 専決処分年月日 令和 4 年 7 月 5 日

(参考事項)

令和4年6月14日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 2 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 6 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 1 1 0 , 8 0 0 円

- 2 専決処分年月日 令和 4 年 8 月 1 日

(参考事項)

令和4年5月2日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第63号

廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 市民の様々な活動と交流の拠点として、子供から高齢者までの全ての世代を対象に、ライフスタイルに応じた支援、応援を行い、子育て環境の向上、生涯学習の振興、スポーツの推進及び福祉の増進を図るため、廿日市市多世代活動交流センター（以下「活動交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 活動交流センターの位置は、廿日市市大野1328番地とする。

(施設)

第3条 活動交流センターは、図書館（はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成8年条例第14号。以下「図書館条例」という。）第2条に規定するはつかいち市民大野図書館をいう。）及び次に掲げる機能を有する施設をもって構成する。

- (1) 子育てリビング機能 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童生徒の健全な育成を図ることを目的とした機能をいう。
- (2) 市民センター機能 教育、芸術及び文化に関する多様な需要を踏まえた学習機会の提供及びその奨励を行い、生涯学習の振興を図るとともに、多様な活動を通じた交流機会を提供し、地域の活力を創出し、まちづくりの振興を図ることを目的とした機能をいう。
- (3) 体育館機能 スポーツ活動を通じて、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進を図るとともに、全ての世代の交流を促進することを目的とした機能をいう。

2 活動交流センターの運営は、前項に掲げる施設の連携を密にすることにより、有機的に運営されなければならない。

3 第1項の図書館の設置及び管理については、図書館条例の定めるところ

ろによる。

(事業)

第4条 活動交流センターは、図書館条例に定めるもののほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の親子、児童、生徒その他活動交流センターの利用者が相互に関わる交流の創出に関する事。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業として実施する地域子育て支援センター事業に関する事。
- (3) 前号のほか、子育て支援に関する事業に関する事。
- (4) 生涯学習の推進に関する事。
- (5) まちづくり活動の支援に関する事。
- (6) スポーツの推進に関する事。
- (7) スポーツの指導並びに企画及び立案し、その事業の実施に関する事。
- (8) 地域のにぎわい及び活力の創出に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、活動交流センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(指定管理者による管理)

第5条 活動交流センター（図書館を除く。次条及び第7条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(開館時間等)

第6条 活動交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、テニスコートの開場時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 4月から10月まで 午前9時から午後7時まで
- (2) 11月から3月まで 午前9時から午後5時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間及び開場時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 活動交流センター（テニスコートを含む。次項において同じ。）の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の休館日以外の日活動交流センターの全部若しくは一部を休館し、又は同項の休館日に活動交流センターの全部若しくは一部を開館することができる。

(利用の許可)

第8条 活動交流センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとするもの（次条において「申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、活動交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、申請者の施設等の利用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料金の納付等)

第10条 施設等を利用するものは、次条第2項に定めるところにより、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 施設等を利用する場合の利用料金は、個人で利用する場合にあっては利用する際に、専用して利用する場合又は附属設備を利用する場合にあっては第8条第1項の許可の際に、納付しなければならない。ただし、指定管理者において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第11条 施設等を利用するものが納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

- 2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、活動交流センターの施設を個人で利用する場合については、前項の承認を得て定めた利用料金の額をもって、定期利用券及び回数券を発行することができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の利用の許可を取り消し、又は利用を制限したことによって、利用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長

に提出しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第14条 市長は、前条に規定する申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、活動交流センターに係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が活動交流センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が活動交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 活動交流センターの役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、活動交流センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の候補者に係る選定の特例)

第15条 市長は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項の特定事業により公の施設を整備し、その施設の維持管理及び運営を包括的に民間事業者に行わせる事業方式その他公の施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して包括的に民間事業者に行わせる事業方式であって、前条に規定する基準を満たすものとして選定された民間事業者を指定管理者の候補者とするときは、第13条に規定する手続によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、第14条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 活動交流センターの利用の許可に関する業務
 - (3) 利用料金の徴収に関する業務
 - (4) 活動交流センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
 - (5) 活動交流センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、活動交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務
- (事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第19条 市長は、活動交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経費の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が第18条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第21条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合その他やむ

を得ない事情があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に活動交流センターの管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合にあつては、第6条第2項、第7条第2項及び第8条から第12条まで並びに別表第1から別表第3までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第6条第2項	指定管理者	市長
	あらかじめ市長の承認を得て、前項	前項
第7条第2項	指定管理者	市長
	あらかじめ市長の承認を得て、前項	前項
第8条	利用の許可	使用の許可
	利用	使用
	指定管理者	市長
第9条	利用許可	使用許可
	指定管理者	市長
	利用	使用
	あらかじめ市長の承認を得て、利用	使用
第10条	利用料金	使用料
	利用	使用
	指定管理者	市長
第11条	利用料金	使用料
	利用	使用
	指定管理者	市長
	指定管理者が市長の承認	市長が

	を得て	
	定期利用券	定期使用券
第 1 2 条	利用許可	使用許可
	指定管理者	市長
	利用	使用
	利用者	使用者
	あらかじめ市長の承認を得て、利用	使用
別表第 1 (1)	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第 1 (2)	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第 1 (2) 備考 1	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第 1 (2) 備考 2	利用	使用
	利用許可時間	使用許可時間
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
	利用者	使用者
別表第 1 (2) 備考 3	利用	使用
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
別表第 1 (2) 備考 4	利用	使用
	利用者	使用者
	利用料金	使用料
別表第 1 (2) 備考 5	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第 1 (2) 備考 7	共同利用	共同使用
	利用	使用

	利用料金	使用料
別表第1(2)備考8	利用	使用
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
別表第1(2)備考9	利用	使用
	利用許可時間	使用許可時間
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
別表第1(2)備考10	利用	使用
	利用面積	使用面積
別表第1(2)備考11	利用	使用
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
	利用許可時間	使用許可時間
別表第1(2)備考12	利用料金	使用料
別表第1(3)	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第2	利用	使用
	利用料金	使用料
別表第2備考1	利用	使用
	指定管理者が特に必要と認め、あらかじめ市長の承認を得たとき	市長が特別の理由があると認めたとき
別表第2備考2	利用時間	使用时间
	利用	使用
	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
別表第2備考4	共同利用	共同使用

	利用料金	使用料
	利用	使用
別表第2備考5	利用料金	使用料
別表第3(1)	定期利用券	定期使用券
	利用料金	使用料
別表第3(2)	利用料金	使用料

- 3 第1項の場合において、市長が管理を行うこととなった期間前の第8条第1項の規定による許可の申請は、市長に対してされた許可の申請とみなす。
- 4 第1項の場合において、市長が管理を行うこととなった期間前に第19条第1項の許可を受けているものは、市長による使用の許可を受けたものとみなす。
- 5 第1項の場合において、施設等を使用しようとするものは、第2項において読み替えて準用する第11条第2項により定めた使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該使用について利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。
- 6 第1項の場合であって、新たな指定管理者を指定し、又は第1項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が第17条の業務を行うこととなるときについては、指定管理者が管理を行うこととなった期間前の第2項において読み替えて準用する第8条第1項の規定による許可の申請は、指定管理者に対してされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の場合であって、新たな指定管理者を指定し、又は第1項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が第12条の業務を行うこととなるときについては、指定管理者が管理を行うこととなった期間前の第2項において読み替えて準用する第8条第1項の許可を受けているものは、指定管理者の利用の許可を受けたものとみなす。
- 8 第1項の場合であって、新たな指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が第17条の業務を行うこととなるときにおける第10条第1項に係る規定の適用については、第1

0条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第21条第2項において読み替えて準用する第21条第5項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、活動交流センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定については、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による利用の許可及び第16条の規定による指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(廿日市市大野体育館等設置及び管理条例の廃止)

3 廿日市市大野体育館等設置及び管理条例（平成17年条例第98号）は、廃止する。

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

4 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中廿日市市大野市民センターの項を削る。

第13条第3項の表左欄中「別表第1の16の表及び17の表」を「別表第1の16の表」に改める。

別表第1の15の表を削る。

別表第1の16の表の備考を次のように改め、同表を別表第1の15の表とする。

備考

1 1の表備考の規定は、この表について準用する。

2 使用時間が3時間以内のとき（教育委員会が認める場合に限

る。)は、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に3を乗じて得た額とする。

別表第1の17の表を別表第1の16の表とする。

(廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例の一部改正)

5 廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例(令和4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第3項のうち廿日市市市民センター条例第13条第3項の表の改正規定中「及び17の表」及び「及び16の表」を削る。

附則第3項のうち廿日市市市民センター条例別表第1の改正規定中「し、別表第1の17の表を別表第1の16の表と」を削る。

別表第1(第11条関係)

(1) 個人で利用する場合

区 分	利用料金の範囲(1回当たり)	
	小人	大人
アリーナ	80円から 140円まで	170円から 290円まで
多目的フロア	80円から 140円まで	170円から 290円まで
トレーニング室	190円から 350円まで	380円から 710円まで

備考 この表において「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。

(2) 専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲(1時間当たり)	
	小人の利用のため	大人の利用のため

		専用する場合	専用する場合
アリーナ		1, 430円から 2, 660円まで	2, 870円から 5, 330円まで
多目的フロア		280円から 530円まで	580円から 1, 070円まで
研修室 1		120円から320円まで	
研修室 2		50円から130円まで	
研修室 3		80円から220円まで	
会議室 1		30円から90円まで	
会議室 2		70円から180円まで	
会議室 3		60円から160円まで	
調理実習室		130円から330円まで	
音楽室		100円から260円まで	
工作室		100円から270円まで	
和室		80円から220円まで	
屋内多目的スペース	市民交流スペース	120円から320円まで	
	ロビーホール	100円から260円まで	
屋外多目的スペース	ナカニワ(中庭)	70円から120円まで	
	イベント広場	100平方メートル当たり 20円から40円まで	
	芝生広場		
	遊びの庭		
	散歩の庭		
	屋上広場		

備考

- 1 アリーナ、多目的フロア、和室又は屋内多目的スペースの区分

を分割して利用する場合は、利用料金の範囲に分割の割合を乗じて得た額を利用料金の範囲とする。

- 2 アリーナ又は多目的フロアを利用する場合で、利用許可時間又は開館時間を超過して利用するとき（指定管理者が認めた場合に限る。）の利用料金の範囲は、超過時間1時間までごとに、当該区分に係る利用料金の範囲（アリーナ又は多目的フロアを利用する場合で、営利目的に利用するときにあつては備考3、利用者が入場者から入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときにあつては備考4で定める利用料金の範囲）に5分の1を乗じて得た額を加算した額の範囲とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 アリーナ又は多目的フロアを営利目的に利用する場合（指定管理者が認めた場合に限る。）の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲（アリーナを分割して利用する場合は、備考1で定める利用料金の範囲とする。備考4において同じ。）に5を乗じて得た額とする。
- 4 アリーナ又は多目的フロアを利用する場合であつて、利用者が入場者から入場料等を徴収するときの利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲（営利目的に利用する場合は、備考3で定める利用料金の範囲）に利用者が徴収する入場料等の1人当たりの徴収額の最高額に10を乗じて得た額（小人の利用のために利用する場合にあつては5を乗じて得た額）に相当する額を加算した額の範囲とする。
- 5 アリーナ又は多目的フロアを利用する場合に冷暖房を利用する場合の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額（営利目的に専用して利用する場合は、5を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額）を加算した額の範囲とする。
- 6 この表において「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、

高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にはないものをいう。

- 7 アリーナ又は多目的フロアを小人及び大人の共同利用のために専用して利用するときの利用料金の範囲は、当該区分の大人の利用のため専用する場合の利用料金の範囲とする。
- 8 アリーナ及び多目的フロア以外の区分を営利目的に利用する場合（指定管理者が認めた場合に限る。）における利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲に2を乗じて得た額とする。
- 9 アリーナ及び多目的フロア以外の区分を利用する場合で、利用許可時間又は開館時間を超過して利用するとき（指定管理者が認めた場合に限る。）の利用料金の範囲は、超過時間1時間までごとに、当該区分に係る利用料金の範囲に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 10 屋外多目的スペースの区分中ナカニワ（中庭）以外の区分を利用する場合でその利用面積が100平方メートル（以下「単位面積」という。）に満たないとき、又はその利用面積に単位面積に満たない端数があるときは、その利用面積又はその端数の面積は、単位面積に相当する面積として計算する。
- 11 休館日にこの表に掲げる区分を利用する場合（指定管理者が認めた場合に限る。）における利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲又は備考3から備考8までに定める額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、利用許可時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 12 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

(3) 附属設備を利用する場合

区 分		利用料金の範囲(1式1日1回当たり)
放送設備	アリーナ	1,960円から3,640円まで
	多目的フロア	670円から1,260円まで

別表第2 (第11条関係)

専用して利用する場合

区 分	利用料金の範囲 (1コート1時間当たり)	
	小人の利用のため専用する場合	大人の利用のため専用する場合
テニスコート	150円から 270円まで	300円から 550円まで

備考

- 1 利用は、1時間単位とし、2時間を限度とする。ただし、指定管理者が特に必要と認め、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 開場時間又は前項の利用時間を超過して利用するとき（指定管理者が認めた場合に限る。）の利用料金の範囲は、超過時間1時間までごとに、この表に定める利用料金の範囲に5分の1を乗じて得た額を加算した額の範囲とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 この表において「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。
- 4 小人及び大人の共同利用のために専用する場合の利用料金の範囲は、大人の利用のため専用する場合の利用料金の範囲とする。

- 5 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

別表第3（第11条関係）

(1) 定期利用券

区 分		利用料金の範囲	
		小人	大人
トレーニング室	1か月間	1,540円から 2,860円まで	3,080円から 5,720円まで
	3か月間	4,620円から 8,580円まで	9,240円から 17,160円まで

備考 この表において「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。

(2) 回数券

区 分		利用料金の範囲	
		小人	大人
トレーニング室	11回券	1,900円から 3,500円まで	3,800円から 7,100円まで

備考 この表において「小人」とは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいい、「大人」とは小人以外の者で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間のないものをいう。

(提案理由)

市民の様々な活動と交流の拠点として、子供から高齢者までの全ての世代を対象に、ライフスタイルに応じた支援、応援を行い、子育て環境の向上、生涯学習の振興、スポーツの推進及び福祉の増進を図ることを目的に、廿日市市多世代活動交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第64号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。

以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第5号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の

1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非

常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「各号」を「各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
第2条の5を削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、

当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条第5号中「育児休業等計画書」を「規則で定める育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第4号に係る部分に限る。）及び第9条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を目的に、育児休業の取得回数制限の緩和並びに非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化に関する措置等を講じるため、この条例案を提出するものである。

議案第65号

廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市下水道条例等の一部を改正する条例

(廿日市市下水道条例の一部改正)

第1条 廿日市市下水道条例（平成4年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項の表基本料金（1月につき）の欄中「1, 100円」を「1, 177円」に改め、同表超過料金（1立方メートルにつき）の欄中「148円50銭」を「158円40銭」に、「170円50銭」を「182円60銭」に、「192円50銭」を「205円70銭」に、「214円50銭」を「229円90銭」に、「225円50銭」を「240円90銭」に、「231円」を「247円50銭」に、「236円50銭」を「253円」に改める。

(廿日市市小規模下水道条例の一部改正)

第2条 廿日市市小規模下水道条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第2基本料金（1月につき）の欄中「1, 100円」を「1, 177円」に改め、同表超過料金（1立方メートルにつき）の欄中「148円50銭」を「158円40銭」に、「170円50銭」を「182円60銭」に、「192円50銭」を「205円70銭」に、「214円50銭」を「229円90銭」に、「225円50銭」を「240円90銭」に、「231円」を「247円50銭」に、「236円50銭」を「253円」に改める。

(廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第3条 廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項の表基本料金（1月につき）の欄中「1, 100円」を「1, 177円」に改め、同表超過料金（1立方メートルにつき）の欄中「148円50銭」を「158円40銭」に、「170円50銭」を「182円60銭」に、「192円50銭」を「205円70銭」に、

「214円50銭」を「229円90銭」に、「225円50銭」を「240円90銭」に、「231円」を「247円50銭」に、「236円50銭」を「253円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の廿日市市下水道条例、廿日市市小規模下水道条例及び廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道、小規模下水道又は農業集落排水処理施設の使用で、施行日から令和5年2月28日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月28日後である公共下水道、小規模下水道又は農業集落排水処理施設の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月28日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

(提案理由)

令和4年3月に策定した廿日市市下水道事業経営戦略に基づき、計画的かつ合理的な経営を行い、将来にわたり公営企業として事業を健全に安定的に継続していくことを目的に、公共下水道使用料、小規模下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第66号

廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を
改正する条例

廿日市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成4年条例第2
1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表に次のように加える。

大野処理区第4負担区	1平方メートル当たり	568円
------------	------------	------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

大野処理区の受益者負担金について、新たに大野処理区第4負担区及び負担金の額を設定するため、この条例案を提出するものである。

議案第67号

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例の一部を改正
する条例

廿日市市下水道区域外流入分担金に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「371円」を「568円」に、「額」を「額。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、第1負担区、第2負担区又は第3負担区に区域外流入をしようとする場合は、土地1平方メートル当たり371円を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

大野処理区の受益者負担金の新たな負担区及び負担金の額の設定に併せて大野処理区の区域外流入に係る受益者分担金の額の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第68号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中「長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。以下同じ。）」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（計画の変更を含む。以下同じ。）」を加え、「長期優良住宅建築等計画の認定を」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を」に改め、「認定を受けた長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に、「増改築」を「増改築等」に、

「

1万2,900円	
1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額	
3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	

16 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額
27 万 3,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額
34 万 6,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額 (39 万 3,000 円を上限とする。)

を

」

「

1 万 2,900 円	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1 万 9,400 円
1 万 2,900 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 2,900 円を乗じて得た額を加えた	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、1 万 9,400 円に申請住戸数から 1 を減じた数に 4,200 円を乗じて得た

額	額を加えた額
3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、5万8,000円に申請住戸数から10を減じた数に2,000円を乗じて得た額を加えた額
16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、24万1,000円に申請住戸数から100を減じた数に1,600円を乗じて得た額を加えた額
27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、40万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に400円を乗じて得た額を加えた額 (39万3,000円を上限とする。)	長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、51万9,000円に申請住戸数から300を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額(58万9,000円を上限とする。)

に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第69号

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年9月6日

廿日市市長 松本 太郎

はつかいち市民図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

はつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成8年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「図書館法（昭和25年法律第118号）」を「地域の情報拠点となるとともに、生涯学習を推進し、及び課題解決を支援するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）」に改める。

第5条から第11条までを削る。

第4条を第7条とし、同条の前に次の2条を加える。

（開館時間）

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

(1) はつかいち市民図書館

ア イに掲げる日以外の日 午前9時から午後7時まで

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前10時から午後6時まで

(2) はつかいち市民大野図書館

ア イに掲げる施設以外の施設 午前9時から午後7時まで

イ PC・ビジネスコーナー 午前9時から午後9時30分まで

(3) はつかいち市民さいき図書館 午前10時から午後6時まで

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

（休館日）

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1) はつかいち市民図書館及びはつかいち市民大野図書館

ア 12月29日から翌年の1月3日までの日

イ 館内整理日（1月4日及び12月を除く毎月第4木曜日。ただし、

その日が休日に当たるときは、その前日とする。)

ウ 特別整理日（毎年14日以内で教育委員会が定める日）

(2) はつかいち市民さいき図書館

ア 月曜日。ただし、月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

ウ 館内整理日（1月4日及び12月を除く毎月第4木曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日とする。)

エ 特別整理日（毎年14日以内で教育委員会が定める日）

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

第3条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

（事業）

第3条 図書館は、法第3条の規定により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書館資料（法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の収集、整理及び保存
- (2) 図書館資料の貸出し
- (3) 読書案内及び読書相談
- (4) 読書会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励
- (5) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供
- (7) 他の図書館、学校、市民センターその他の機関との相互協力
- (8) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (9) 読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進
- (10) 移動図書館車の運営
- (11) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために必要な事業

第12条を第17条とし、同条の前に次の9条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条第2項	教育委員会	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て
第6条第1項 第1号ウ	教育委員会	指定管理者
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める
第6条第1項 第2号エ	教育委員会	指定管理者
	定める	あらかじめ教育委員会の承認を得て定める
第6条第2項	教育委員会	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て

（指定管理者の指定の申請）

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（指定管理者の候補者の選定）

第10条 教育委員会は、前条に規定する申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、図書館に係る指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が図書館の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

- (2) 事業計画書の内容が図書館の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保できる見込みがあるものであること。
- (4) 図書館の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者の候補者に係る選定の特例)

第11条 教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項の特定事業により公の施設を整備し、その施設の維持管理及び運営を包括的に民間事業者に行わせる事業方式その他公の施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して包括的に民間事業者に行わせる事業方式であって、前条に規定する基準を満たすものとして選定された民間事業者を指定管理者の候補者とするときは、第9条に規定する手続によらず、指定管理者の候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第12条 教育委員会は、第10条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者を議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に係る業務
- (2) 図書館の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成

し、教育委員会に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 教育委員会は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 教育委員会は、第12条の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

はつかいち市民図書館の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 75 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例（令和 4 年条例第 号）第 16 条及びはつかいち市民図書館設置及び管理条例（平成 8 年条例第 14 号）第 12 条の規定により、次のとおり廿日市市多世代活動交流センター及びはつかいち市民大野図書館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市多世代活動交流センター
はつかいち市民大野図書館
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市串戸三丁目 1 番 6 号
株式会社 マチノニワいかなづ
代表取締役 田 中 康 平
- 3 指定の期間
議決の日の翌日から
令和 20 年 2 月 28 日まで

(提案理由)

廿日市市多世代活動交流センター及びはつかいち市民大野図書館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 76 号

工事請負契約の変更について

令和 2 年議案第 75 号により契約を締結することについて議決を得た後、令和 4 年報告第 14 号により報告した廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

「3 請負金額 4, 459, 649, 000 円」を「3 請負金額 4, 711, 497, 000 円」に改める。

(提案理由)

令和2年議案第75号により契約を締結することについて議決を得た後、令和4年報告第14号により報告した廿日市市筏津地区公共施設再編事業の請負契約については、物価変動に伴い請負金額を変更する必要があるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例（令和 4 年条例第 2 号）第 12 条の規定により、次のとおり廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市吉和ふれあい交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市吉和 737 番地 2
コミュニティよしわ
会長 山 崎 英 治
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から
令和 8 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市吉和ふれあい交流センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第78号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）第13条の規定により、次のとおり市民活動センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 公の施設の名称
市民活動センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
広島市南区松川町5番9号
株式会社 オオケン
代表取締役 大 中 幹 夫
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から
令和10年3月31日まで

(提案理由)

市民活動センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第79号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり宮浜温泉3号源泉掘削工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和4年9月6日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 宮浜温泉3号源泉掘削工事
- 2 工事場所 廿日市市宮浜温泉一丁目8130番13
- 3 請負金額 231,000,000円
- 4 請 負 者 福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目3番11号
ドリコ株式会社福岡支店
支店長 濱 崎 満 雄

(提案理由)

宮浜温泉3号源泉掘削工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 80 号

広島県水道広域連合企業団の設立について

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町における、広島県水道広域連合企業団の設立に関する広島県水道広域連合企業団規約を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 291 条の 11 の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 6 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島県水道広域連合企業団規約

（広域連合企業団の名称）

第 1 条 この広域連合企業団は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する地方公共団体）

第 2 条 企業団は、広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）をもって組織する。

（企業団の区域）

第 3 条 企業団の区域は、広島県内とする。

（企業団の処理する事務）

第4条 企業団は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 水道事業の経営に関する事務
- (2) 水道用水供給事業の経営に関する事務
- (3) 工業用水道事業の経営に関する事務
(企業団の作成する広域計画の項目)

第5条 企業団が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 水道事業の経営に関すること。
- (2) 水道用水供給事業の経営に関すること。
- (3) 工業用水道事業の経営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。
(企業団の事務所の位置)

第6条 企業団の主たる事務所は、広島市に置く。

(企業団の議会の組織)

第7条 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19人とする。

2 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織する。

(企業団議員の選挙の方法)

第8条 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長のうちから、構成団体の議会において、選挙する。

2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する企業団議員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 給水人口（水道法（昭和32年法律第177号）第7条第4項に規定する給水人口をいう。次号において同じ。）10万人未満の市町
1人
- (2) 給水人口10万人以上の市町 2人
- (3) 広島県 3人

3 構成団体の議会における選挙については、地方自治法第118条の例

による。

(企業団議員の任期)

第9条 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

2 企業団議員が、次の各号のいずれかに該当したときは、その職を失う。

(1) 構成団体の長である者が、企業長に選出されたとき。

(2) 構成団体の議会の議員又は長でなくなったとき。

3 企業団の議会の解散があったとき、又は企業団議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業団の議会の議長及び副議長)

第10条 企業団の議会は、企業団議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙により選出しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、企業団議員の任期と同期間とする。

(企業団の長)

第11条 企業団の長は、企業長とする。

2 企業団に、企業長1人を置く。

3 企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、副企業長がその職務を代理する。

(企業長の選出の方法)

第12条 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出する。

2 前項の選挙は、広島県内において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、企業長が別に定めることができる。

3 企業長が欠けたときは、速やかにこれを選挙により選出しなければならない。

(企業長の任期)

第13条 企業長の任期は、構成団体の長としての任期と同期間とする。

2 企業長が構成団体の長でなくなったときは、同時にその職を失う。

(副企業長)

第14条 企業団に、副企業長1人を置く。

(副企業長の選任の方法)

第15条 副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て、選任する。

(副企業長の任期)

第16条 副企業長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、企業長は、任期中においても、これを解職することができる。

(補助職員)

第17条 企業団に必要な職員を置く。

(監査委員)

第18条 企業団に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、企業長が企業団議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(選挙管理委員会)

第19条 企業団に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団議会の選挙により選出する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(企業団の財務)

第20条 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 前項の規定による負担金の額は、次の各号に掲げる負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

(1) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び

神石高原町 当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に対し10分の10

(2) 広島県 水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務の経費に対し10分の10

(委任)

第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和5年3月31日までの間は、第4条に規定する企業団の処理する事務は、同条の規定にかかわらず、同条の規定に関する事務の準備行為とする。

(承継)

3 構成団体の水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の事務は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

4 令和5年3月31日において、構成団体が保有する水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

(提案理由)

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町における水道事業の経営に関する事務、水道用水供給事業の経営に関する事務及び工業用水道事業の経営に関する事務を広域にわたり処理するため、広島県水道広域連合企業団を設立することに伴い、同企業団規約を制定することについて、関係地方公共団体と協議するため、市議会の議決を求めるものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和4年9月6日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 河野 和夫

氏名 下桶 博美

氏名 倉田 耕三

氏名 小早川 雅子

(提案理由)

人権擁護委員西本タツ子、原いち代、河野和夫及び下桶博美の任期が、令和4年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。